

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）の定款に基づき、本協会の理事会の組織、権限及び運営に関する事項について定める。

(開催)

第 2 条 理事会の開催は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、年度内に 2 回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。

(構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会に定款第 2 3 条に定める理事長、常務理事のほか副理事長 1 名を置くことができる。
- 3 副理事長は、理事の互選により選定し、理事長不在の場合に常務理事と協力し理事会を運営する。但し、副理事長は代表権及び業務執行権を有しないものとする。

(招集)

第 4 条 理事会は、理事長が招集する。但し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事と副理事長が協議し、常務理事が招集する。

- 2 前項により現に招集権を持たない理事は、前項に定める招集権を持つ理事に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があった場合、2 週間以内に理事長又は常務理事が全理事に書面で理事会開催の有無について意見聴取し理事の過半数が開催すべきとの意見の場合は、速やかに理事会を開催しなければならない。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、第 1 項の招集権を持つ者に対して理事会の招集を請求できるものとする。当該請求から 2 週間以内に理事会招集通知が発せられない場合、当該請求をした監事は理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 理事長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得て電磁的方法により通知することができる。
- 6 前 2 項の規定に関わらず、緊急の必要がある場合は、理事及び監事全員の同意を得て、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 5 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し理事長に事故があるとき又は欠けたときは、第 3 条に定める副理事長がその任にあたり、更に副理事長がこれにあたることのできないときは、出席した理事の互選により議長を定める。

- 2 前項の規定に関わらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

(報酬)

第6条 理事会に出席した理事及び監事（理事長、常務理事及び向日市職員としての充て職の理事及び監事を除く）には別に定める「協会理事・監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程」に基づき報酬を支給する。

(権限)

第7条 理事会は、協会の業務執行のために、次の事項を決議する。

- (1) 評議員会の招集
- (2) 評議員候補者の推薦
- (3) 理事長、常務理事及び副理事長の選定及び解職
- (4) 理事の協業及び利益相反取引の承認
- (5) 重要な規程の制定及び改廃
- (6) 訴訟の提起、和解、調停等の訴訟に関する事項
- (7) 事業計画、事業報告及び予算、決算に関する事項
- (8) 金100万円以上の財産の処分、譲り受け及び借財に関する事項
- (9) 名誉役員及び職員の重要な役職の選任及び解任
- (10) 評議員会で理事会に決定を委任された事項
- (11) その他定款に規定する事項、基本規程に定める事項及び協会の重要な業務執行に関する事項

2 次の事項は、評議員会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 収支決算に関する事項
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

3 理事会は、理事長及び常務理事の執行を監督する。

(定足数及び決議)

第8条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(監事の出席)

第9条 監事は理事会に出席し、必要と認める場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第10条 理事長は、必要に応じて議案に関係する者を理事会に出席させ、意見または報告を聴取することができる。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した

理事長及び監事が記名押印する。但し、定款第23条第2項に定める理事の選任を行なう理事会については、出席した理事長、理事及び監事の記名押印を必要とする。

(議事録の配付)

第12条 常務理事は、欠席した理事及び監事に対し、遅滞なく議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を報告するものとする。

(責任の免除)

第13条 理事会は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法」という。)第198条において準用される同法第111条第1項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 理事が前項の規定に基づき他の理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

3 理事会が、第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は、法第198条において準用される同法第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

評議員の過半数が1カ月以内に書面で異議を述べた場合は、理事会は第1項に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

第14条 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会の報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正行為をし、もしくはその行為をする恐れがあるとき、また法令、定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めた場合、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(理事会に関する事務)

第15条 理事会に関する事務は、常務理事が統括する。

(法令等の読替え)

第16条 本規程において引用する条文等が改正等に伴い変更された場合においては、改正等の内容に応じて対応して読替えるものとする。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附 則 (令和4年3月29日規程第2号)

(施行期日)

この規程は、理事会の議決があった日から施行する。